



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *16 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (下水道課)
- *17 和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (都市政策課)

○ 告示

- *382 和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料 (管財課)
- *383 和歌山県使用料及び手数料条例の規定による大阪府所在行政財産の土地使用料 (")
- 384 公共測量の終了 (技術調査課)
- 385 都市計画の変更 (都市政策課)
- *386 公営住宅監理員及び和歌山県営住宅管理人規程の一部改正 (住宅環境課)
- 387 漁港漁場整備法による特定漁港施設の運営の事業認定 (港湾空港振興課)
- 388 海岸保全区域の指定 (")
- 389 " (")
- 390 平成13年和歌山県告示第321号 (港湾施設の概要)の一部改正 (")
- 391 平成14年和歌山県告示第1034号 (港湾施設の概要)の廃止 (")
- 392 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部改正 (総務事務集中課)
- 393 和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等 (")

○ 公告

- 和歌山県NPOサポートセンターの指定管理者の指定 (県民生活課)
- 和歌山県NPOサポートセンターの指定管理者の募集 (")
- 和歌山県立青少年の家の指定管理者の指定 (青少年・男女共同参画課)
- 和歌山県青少年活動センターの指定管理者の指定 (")
- 紀の川流域下水道の指定管理者の指定 (下水道課)
- 紀の川中流流域下水道の指定管理者の指定 (")

○ 諸報

- 県営住宅等の管理の特例に係る公告 (和歌山県住宅供給公社)

規 則

和歌山県規則第16号

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則 (昭和60年和歌山県規則第66号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例 (平成20年和歌山県条例第55号) 別表第1第5項の規定により登録の申請者に係る本人確認情報を利用できるときは、第3号の住民票の写しを添付することを要しない。

第7条第3項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第5項の規定により変更の届出者に係る本人確認情報を利用できるときは、第1号の住民票の写しを添付することを要しない。

別記第1号様式 (表面) 中「殿」を「様」に改め、同様式 (裏面) 備考2各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第5項の規定により登録の申請者に係る本人確認情報を利用できるときは、(6)の住民票の写しを添付することを要しない。

別記第2号様式及び別記第6号様式の2中「殿」を「様」に改める。

別記第7号様式中「殿」を「様」に改め、同様式備考1各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第5項の規定により変更の届出者に係る本人確認情報を利用できるときは、(1)アの住民票の写しを添付することを要しない。

別記第8号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県規則第17号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
和歌山県建築基準法施行細則（昭和47年和歌山県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表中「要援護者の」の次に「入所又は」を加え、同条第2項中「1級建築士」を「一級建築士」に、「2級建築士」を「二級建築士」に改める。

第10条第4項中「毎年」の次に「（省令第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目に係るものにあつては、3年以内の年ごと）」を加え、同条第5項中「1級建築士」を「一級建築士」に、「2級建築士」を「二級建築士」に改める。

第14条第1項第4号中「第12項」を「第13項」に改め、同

東京都所在行政財産の土地使用料

使用目的		単位	使用料		
			特別区	市	町村
電柱（電話柱を含む）、支柱、支線		1本1年につき	10,308円	2,328円	48円
水道管、ガス管 その他の地下埋設物	外径が0.4メートル未満のもの	1メートル 1年につき	1,836円	408円	12円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1年につき	4,596円	1,044円	24円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル 1年につき	9,204円	2,088円	48円

備考

- 1 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- 2 長さが1メートルに満たないとき、又は長さに1メートルに満たない端数があるときは、1メートルとして計算する。

大阪府所在行政財産の土地使用料

種別	電柱			電話柱		
	第1種	第2種	第3種	裸線又は被覆線	ケーブル	
単位	1本1年					
所在地	大阪市の区域	2,600円	4,100円	5,600円	1,210円	870円
	大阪市以外の市の区域	1,700円	2,700円	3,700円		
	町及び村の区域	1,000円	1,600円	2,200円		

備考

- 1 「第1種電柱」とは、電柱のうち3条以下の電線（当該電線を設置する者が設置するものに限る。以下「第

項の表（ア）の部付近見取図の項中「表」を「表1」に改める。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第382号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第33項の表備考1の規定に基づき、東京都所在行政財産の土地使用料を次のように定め、平成21年4月1日から施行する。

平成19年和歌山県告示第417号（和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料）は、平成21年4月1日をもって廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第383号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第33項の表備考1の規定に基づき、大阪府所在行政財産の土地使用料を次のように定め、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

2種電柱」、「第3種電柱」において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは、

電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

- 2 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- 3 電線等が単独で県有地を通過している場合は、電柱相当分の使用料を徴収するものとする。
- 4 使用料の1件の額に10円未満の端数があるときはその端数の金額を10円とし、使用料の1件の額が100円に満たないときは1件の額を100円とする。

和歌山県告示第384号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山地方法務局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間 平成20年12月15日から平成21年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山市西小二里一丁目
和歌山市西小二里二丁目
和歌山市西小二里三丁目

和歌山県告示第385号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
岩出都市計画道路（1・4・1号京奈和自動車道紀北西道路線）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和歌山県岩出市今畑 字横谷
根来 字根来、字東谷、字洞尾
安上 字東谷
西安上 字荒神
山 字池ノ前
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
岩出市都市計画課

和歌山県告示第386号

公営住宅監理員及び和歌山県営住宅管理人規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

公営住宅監理員及び和歌山県営住宅管理人規程の一部を改正する規程

公営住宅監理員及び和歌山県営住宅管理人規程（昭和45年和歌山県告示第816号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「県土整備部都市住宅局住宅環境課」を「県土整備部都市住宅局建築住宅課」に改める。

第5条第1項第4号中「、割増賃料」を削る。

第6条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県告示第387号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第37条の2第2項の規定により、次のとおり特定漁港施設の運営の事業認定をしたので、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第11条の7の規定により告示する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請者の氏名又は名称
徳島県徳島市不動東町3丁目902番地の2
岸化学工業 代表者 岸小三郎
- 2 特定漁港施設の運営の事業の名称
田辺漁港江川地区衛生管理高度化事業
- 3 特定漁港施設の運営の事業の内容
田辺漁港で水揚げされた漁獲物（水産物加工残渣等）と周辺漁港等の漁獲物（水産物加工残渣等）を集約し、漁港内に適地を確保することで、漁獲物（水産物加工残渣等）の早期収集や正常変化を抑制する加工を速やかに行うなど、鮮度を保持した状態でその物をレンジリング処理場に出荷することができる。その結果、より優良なリサイクル製品（魚油、魚粉等）に加工が可能となる。
また、これらにより、田辺漁港はもとより周辺地域漁港等の衛生面の向上を図り衛生管理の高度化に資する。
- 4 貸付けを受けようとする特定漁港施設の名称、規模及び構造

特定漁港施設名	規 模	構 造
水産物冷凍加工施設	432.35㎡	鉄筋コンクリート造り2階建て
加工処理施設	543.58㎡	鉄骨平屋建て
施設用地	1,260.13㎡	

5 貸付期間及び利用形態

(1) 貸付期間

別途、農林水産大臣の承認のあった日から平成31年3月31日まで

(2) 利用形態

基本的には、貸付けを受ける施設の現状を変更することなく使用する。ただし、経年劣化及び塩害等により腐蝕し、施設の利使用上、安全が確保できない箇所は、貸付けを受けた後、借受人において修繕する。

6 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものであることを明らかにするために参考となる事項

申請者は、昭和2年の創業以来、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬並びに中間処理等を主として事業活動を行っている。

その事業活動のひとつに、水産物加工残渣を収集し、中間処理場においてレンダリング処理を行うことにより、魚油及び魚粉にリサイクルし、最終的には有機肥料、配合飼料及び魚油等の製品とする完全リサイクルを行っている。

これら中間処理場におけるレンダリング処理を行うリサイクル工程には、漁獲物を加工した残渣が必要不可欠であり、加工を行うにあたっては、当該水産加工残渣の鮮度保持が大きなポイントとなる。

水産加工残渣の鮮度を確保するためには、漁獲物が水揚げされ、かつ周辺に水産加工場が多く存する漁港により近い場所が適地であり、鮮度の保持を的確に行うことにより優良な製品にリサイクルすることが可能となる。

また、田辺漁港の主要な漁法である巻き網による漁獲物のうち、流通に乗らずに廃棄していた漁獲物についても、本リサイクル工程に組することにより有価物として収集することとなる。

上記のとおり、当社において田辺漁港内に存する水産物冷凍加工施設の貸付けを受けることにより、田辺漁港周辺の水産加工業者等から一定期間内の残渣を早期に収集し、当該施設内に設置の冷蔵及び冷凍施設に保管することにより正常変化を抑制する加工を行い、腐敗臭及び腐敗臭を伴う水分の発生を抑え、また全ての作業を施設内で行うことにより周辺及び背後居住地に臭気を流出することを防ぐことができるとともに、鳥獣等を駆逐することもできるなど、衛生面の向上を図ることができる。

7 縦覧期間、縦覧場所及び意見書の処理の経過

平成21年1月23日から平成21年1月29日まで和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び西牟婁振興局建設部において公衆の縦覧に供した。

縦覧期間中における意見書の提出はなかった。

8 認定の理由

漁港漁場整備法第37条の2第2項に定める事業者の認定基

準に適合しているとともに、田辺漁港における衛生面の課題解決、更には高度化を図ることができ、水産物加工残渣の完全リサイクルによる再資源化など循環型社会の形成を推進することができる。

和歌山県告示第388号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のように指定する。

昭和45年和歌山県告示第573号(海岸保全区域の指定)

は、廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 沿岸名 和歌山県紀州灘沿岸

2 海岸名 和歌山下津港海岸

3 地区名 冷水地区海岸

4 指定場所 和歌山県海南市冷水地内及び地先

5 基点の表示

基点1 北緯34度08分34秒5150 東経135度11分54秒5346
の地点

基点2 北緯34度08分33秒1281 東経135度11分51秒4294
の地点

基点3 北緯34度08分34秒0965 東経135度11分47秒2156
の地点

基点4 北緯34度08分32秒6971 東経135度11分43秒5237
の地点

基点5 北緯34度08分32秒5521 東経135度11分35秒7507
の地点

基点6 北緯34度08分34秒5691 東経135度11分29秒1565
の地点

基点7 北緯34度08分35秒3751 東経135度11分28秒2468
の地点

基点8 北緯34度08分38秒0154 東経135度11分29秒2445
の地点

基点9 北緯34度08分38秒3167 東経135度11分28秒1220
の地点

基点10 北緯34度08分36秒1715 東経135度11分27秒
0059の地点

基点11 北緯34度08分35秒1216 東経135度11分24秒
4263の地点

基点12 北緯34度08分34秒9244 東経135度11分21秒
7989の地点

基点13 北緯34度08分36秒1053 東経135度11分20秒
2352の地点

基点14 北緯34度08分37秒6854 東経135度11分19秒
5728の地点

基点15 北緯34度08分37秒7088 東経135度11分15秒
8320の地点

基点16 北緯34度08分34秒9523 東経135度11分16秒
8239の地点

基点17 北緯34度08分33秒1735 東経135度11分15秒
5217の地点

基点18 北緯34度08分33秒1549 東経135度11分12秒
2688の地点

基点19 北緯34度08分32秒2191 東経135度11分11秒
1083の地点

基点20 北緯34度08分32秒1766 東経135度11分06秒
3855の地点

基点21 北緯34度08分35秒2524 東経135度11分07秒
6874の地点

基点22 北緯34度08分37秒1527 東経135度11分05秒
1665の地点

基点23 北緯34度08分32秒9934 東経135度11分04秒
4356の地点

基点24 北緯34度08分32秒3233 東経135度11分02秒
5726の地点

基点25 北緯34度08分32秒9317 東経135度10分59秒
2564の地点

基点26 北緯34度08分30秒6659 東経135度10分59秒
0567の地点

基点27 北緯34度08分28秒9293 東経135度10分55秒
1671の地点

基点28 北緯34度08分31秒3604 東経135度10分54秒
0705の地点

基点29 北緯34度08分26秒8224 東経135度10分48秒
9915の地点

基点30 北緯34度08分25秒2796 東経135度10分49秒
2515の地点

基点31 北緯34度08分24秒2345 東経135度10分43秒
0145の地点

基点32 北緯34度08分26秒6154 東経135度10分43秒
9277の地点

基点33 北緯34度08分27秒0846 東経135度10分47秒
1447の地点

基点34 北緯34度08分31秒6999 東経135度10分50秒
3063の地点

基点35 北緯34度08分35秒7527 東経135度10分50秒
4545の地点

基点36 北緯34度08分31秒7814 東経135度10分56秒
4108の地点

基点37 北緯34度08分34秒8203 東経135度10分58秒
6625の地点

基点38 北緯34度08分34秒2704 東経135度11分02秒
5328の地点

基点39 北緯34度08分36秒8583 東経135度11分03秒

4094の地点

基点40 北緯34度08分39秒4069 東経135度11分04秒
2726の地点

基点41 北緯34度08分36秒0900 東経135度11分08秒
1957の地点

基点42 北緯34度08分34秒4471 東経135度11分10秒
1389の地点

基点43 北緯34度08分34秒9013 東経135度11分15秒
3028の地点

基点44 北緯34度08分38秒6933 東経135度11分13秒
5439の地点

基点45 北緯34度08分38秒9022 東経135度11分21秒
0898の地点

基点46 北緯34度08分36秒2163 東経135度11分22秒
1823の地点

基点47 北緯34度08分36秒7658 東経135度11分24秒
6556の地点

基点48 北緯34度08分40秒4397 東経135度11分28秒
8476の地点

基点49 北緯34度08分39秒7282 東経135度11分31秒
1564の地点

基点50 北緯34度08分35秒7918 東経135度11分29秒
9357の地点

基点51 北緯34度08分33秒7827 東経135度11分36秒
1068の地点

基点52 北緯34度08分33秒9320 東経135度11分43秒
0420の地点

基点53 北緯34度08分35秒4180 東経135度11分46秒
2992の地点

基点54 北緯34度08分35秒4645 東経135度11分53秒
8218の地点

6 指定区域 基点1から基点54までを順次結んだ線及び基点1と基点54を結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第389号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のように指定する。

昭和56年和歌山県告示第1145号(海岸保全区域の指定)は、廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 沿岸名 和歌山県紀州灘沿岸
- 2 海岸名 和歌山下津港海岸
- 3 地区名 海南港地区海岸
- 4 指定場所 和歌山県和歌山市毛見地内及び地先
海南市船尾地内及び地先
海南市日方地内及び地先

海南市内海地内及び地先

5 基点の表示

基点1 北緯34度09分29秒0475 東経135度10分59秒2151
の地点

基点2 北緯34度09分28秒9926 東経135度11分00秒0816
の地点

基点3 北緯34度09分26秒8743 東経135度11分02秒1946
の地点

基点4 北緯34度09分25秒7893 東経135度11分04秒0716
の地点

基点5 北緯34度09分23秒5615 東経135度11分12秒6982
の地点

基点6 北緯34度09分27秒3438 東経135度11分23秒2547
の地点

基点7 北緯34度09分28秒4377 東経135度11分24秒8007
の地点

基点8 北緯34度09分30秒8879 東経135度11分19秒0547
の地点

基点9 北緯34度09分33秒2979 東経135度11分22秒7357
の地点

基点10 北緯34度09分30秒0673 東経135度11分26秒
7982の地点

基点11 北緯34度09分32秒5810 東経135度11分30秒
5789の地点

基点12 北緯34度09分29秒8564 東経135度11分30秒
4628の地点

基点13 北緯34度09分26秒5735 東経135度11分23秒
7572の地点

基点14 北緯34度09分23秒0625 東経135度11分16秒
8477の地点

基点15 北緯34度09分26秒2658 東経135度11分33秒
7814の地点

基点16 北緯34度09分24秒9596 東経135度11分37秒
0009の地点

基点17 北緯34度09分24秒9911 東経135度11分38秒
2760の地点

基点18 北緯34度09分26秒7305 東経135度11分45秒
0888の地点

基点19 北緯34度09分27秒4969 東経135度11分47秒
1571の地点

基点20 北緯34度09分26秒4301 東経135度11分47秒
3918の地点

基点21 北緯34度09分24秒1798 東経135度11分38秒
2585の地点

基点22 北緯34度09分24秒2458 東経135度11分36秒
7379の地点

基点23 北緯34度09分24秒8074 東経135度11分33秒

6886の地点

基点24 北緯34度09分20秒9650 東経135度11分14秒
4054の地点

基点25 北緯34度09分20秒4708 東経135度11分12秒
5405の地点

基点26 北緯34度08分54秒2799 東経135度11分03秒
9331の地点

基点27 北緯34度08分53秒9443 東経135度11分07秒
1792の地点

基点28 北緯34度08分56秒7253 東経135度11分54秒
8187の地点

基点29 北緯34度08分58秒1027 東経135度11分57秒
7790の地点

基点30 北緯34度09分04秒6598 東経135度12分03秒
6769の地点

基点31 北緯34度09分06秒3309 東経135度12分04秒
2670の地点

基点32 北緯34度09分10秒9830 東経135度12分04秒
0087の地点

基点33 北緯34度09分11秒5811 東経135度12分02秒
4253の地点

基点34 北緯34度09分23秒8188 東経135度12分01秒
6382の地点

基点35 北緯34度09分23秒8900 東経135度12分02秒
8455の地点

基点36 北緯34度09分24秒7883 東経135度12分01秒
8290の地点

基点37 北緯34度09分26秒9472 東経135度12分00秒
6552の地点

基点38 北緯34度09分26秒9978 東経135度12分02秒
1766の地点

基点39 北緯34度09分26秒8505 東経135度12分13秒
8048の地点

基点40 北緯34度09分29秒3691 東経135度12分14秒
1116の地点

基点41 北緯34度09分31秒4459 東経135度12分14秒
1653の地点

基点42 北緯34度09分31秒4274 東経135度12分15秒
4556の地点

基点43 北緯34度09分29秒2629 東経135度12分15秒
4768の地点

基点44 北緯34度09分28秒7145 東経135度12分15秒
7123の地点

基点45 北緯34度09分27秒5623 東経135度12分17秒
2488の地点

基点46 北緯34度09分26秒4325 東経135度12分17秒
3902の地点

基点47 北緯34度09分26秒6761 東経135度12分19秒 4155の地点	0579の地点
基点48 北緯34度09分25秒2121 東経135度12分19秒 2292の地点	基点71 北緯34度08分57秒5641 東経135度12分36秒 8256の地点
基点49 北緯34度09分23秒0437 東経135度12分14秒 3793の地点	基点72 北緯34度08分56秒9264 東経135度12分36秒 5179の地点
基点50 北緯34度09分22秒9293 東経135度12分08秒 1645の地点	基点73 北緯34度08分57秒5500 東経135度12分34秒 2223の地点
基点51 北緯34度09分21秒1078 東経135度12分06秒 0747の地点	基点74 北緯34度09分00秒1872 東経135度12分17秒 7894の地点
基点52 北緯34度09分05秒8570 東経135度12分06秒 9983の地点	基点75 北緯34度09分00秒1179 東経135度12分16秒 6995の地点
基点53 北緯34度09分05秒3598 東経135度12分09秒 3751の地点	基点76 北緯34度09分02秒0281 東経135度12分16秒 5404の地点
基点54 北緯34度09分07秒0154 東経135度12分36秒 0680の地点	基点77 北緯34度09分01秒9986 東経135度12分18秒 6493の地点
基点55 北緯34度09分07秒0793 東経135度12分36秒 9234の地点	基点78 北緯34度08分59秒6761 東経135度12分32秒 7182の地点
基点56 北緯34度09分07秒2615 東経135度12分39秒 7088の地点	基点79 北緯34度09分05秒2658 東経135度12分32秒 2581の地点
基点57 北緯34度09分07秒4448 東経135度12分39秒 9807の地点	基点80 北緯34度09分03秒3508 東経135度12分05秒 2494の地点
基点58 北緯34度09分10秒2516 東経135度12分41秒 3617の地点	基点81 北緯34度08分56秒9428 東経135度11分59秒 5624の地点
基点59 北緯34度09分10秒7749 東経135度12分42秒 9599の地点	基点82 北緯34度08分54秒9078 東経135度11分54秒 8365の地点
基点60 北緯34度09分11秒0683 東経135度12分43秒 9947の地点	基点83 北緯34度08分52秒2611 東経135度11分07秒 2284の地点
基点61 北緯34度09分11秒1136 東経135度12分44秒 8763の地点	基点84 北緯34度08分52秒5991 東経135度11分04秒 0353の地点
基点62 北緯34度09分11秒0893 東経135度12分45秒 5245の地点	基点85 北緯34度08分49秒1891 東経135度11分00秒 5551の地点
基点63 北緯34度09分10秒6609 東経135度12分45秒 1715の地点	基点86 北緯34度08分36秒0900 東経135度11分08秒 1957の地点
基点64 北緯34度09分10秒4943 東経135度12分43秒 7783の地点	基点87 北緯34度08分39秒4069 東経135度11分04秒 2726の地点
基点65 北緯34度09分09秒6978 東経135度12分42秒 3048の地点	基点88 北緯34度08分36秒8583 東経135度11分03秒 4094の地点
基点66 北緯34度09分05秒7349 東経135度12分42秒 0153の地点	基点89 北緯34度08分49秒6761 東経135度10分55秒 9326の地点
基点67 北緯34度09分05秒3638 東経135度12分37秒 0183の地点	基点90 北緯34度08分54秒8008 東経135度11分01秒 1626の地点
基点68 北緯34度09分05秒2678 東経135度12分36秒 1892の地点	基点91 北緯34度09分20秒7730 東経135度11分09秒 8195の地点
基点69 北緯34度09分05秒1168 東経135度12分34秒 5152の地点	基点92 北緯34度09分22秒4362 東経135度11分08秒 7621の地点
基点70 北緯34度08分58秒1469 東経135度12分35秒	基点93 北緯34度09分23秒9956 東経135度11分03秒 3929の地点

基点94 北緯34度09分27秒8313 東経135度10分55秒
7644の地点

- 6 指定区域 基点1から基点94までを順次結んだ線及び基点1と基点94を結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第390号

平成13年和歌山県告示第321号(港湾施設の概要)の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山下津港港湾施設の表野積場の項を削る。

和歌山県告示第391号

平成14年和歌山県告示第1034号(港湾施設の概要)は、廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第392号

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1条中「一般競争入札又は指名競争入札」を「一般競争入札等」に改める。

第3条第1項第9号中「剰余金処分計算書」を「株主資本等変動計算書」に改める。

第4条第1項中「各振興局総務企画室」を「各振興局地域振興部総務県民課」に改める。

第10条第1項中「その事実があった時から2年」を「3年」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県告示第393号

和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札等（以下「競争入札」という。）についての和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号。以下「資格審査要綱」という。）に定める資格の審査に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 営業種別

別表1のとおり

2 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者以外の者で、資格審査要綱に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を有すると認められ競争入札参加有資格者名簿に記載されている者であること。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 国税及び県税を滞納している者

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までに掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(4) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者が経営若しくは運営に関与している者

(5) 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(6) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において当該許可、認可等を得ていない者

(7) 契約の履行が困難と認められる者

3 申請の方法

資格審査を受けようとする者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。ただし、和歌山県物品電子調達システム（和歌山県が電子情報処理組織を使用して物品を調達するシステムをいう。以下同じ。）を利用して申請する場合の提出書類は、当該システムから出力される確認書及び(4)から(10)までに掲げる書類とする。

なお、知事が特に認める場合は、その一部の書類の添付を免除することができる。

(1) 電子入札（県の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。）を希

望する者にとっては、所定の物品調達システム取扱責任者選定届

(2) 経営状況等に関する次に掲げる所定の調書

ア 取引希望及び営業概要調書

イ 営業実績及び資格等調書

ウ 印刷業を営んでいる者にとっては、印刷業者業務調書

(3) 所定の取扱品目一覧表

(4) 所定の使用印鑑届

(5) 所定の役員等に関する調書

(6) 法人にとっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

(7) 印鑑証明書

(8) 次に掲げる税金に未納がないことを確認することができる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

ア 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

イ 和歌山県が課する県税全税目

ウ 個人にとっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

(9) 財務諸表（直近2か年分で法人にとっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にとっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(10) 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類又はその写し（許可、認可等を必要とする業種に限る。）

(11) その他知事が必要と認める書類

4 申請書類の提出先及び申請書類の用紙の交付請求先

(1) 申請書類の提出先

別表2に掲げる県の機関のいずれかに提出しなければならない。ただし、物品電子調達システムを利用して申請する場合は、和歌山県出納局総務事務集中課のみに提出するものとする。

(2) 申請書類の交付請求先

別表2に掲げる県の機関のいずれにおいても請求できる。

5 申請の時期

(1) 申請は、原則として次に掲げるいずれかの期間内（和歌山県の休日を守る条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く。）に行わなければならない。

ア 平成21年5月1日（金）から同月29日（金）まで

イ 平成21年11月2日（月）から同月30日（月）まで

ウ その他知事が必要と認め、別に定める期間

(2) (1)の規定にかかわらず、一般競争入札の公告により入札の実施を知り得た者が、当該一般競争入札への参加を希望する場合は、当該一般競争入札の公告の日から入札日の前日までの間に限り、資格審査の申請を

行うことができる。この場合において行う資格審査の申請先は、和歌山県出納局総務事務集中課に限るものとする。

6 申請に用いる言語及び通貨

- (1) 申請に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請事項のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請事項の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨の額に換算して記載すること。

7 資格審査の結果の通知

申請者には、資格審査の結果を文書等により通知する。

8 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、資格を認定した日から平成24年7月31日までとする。

9 競争入札の公示の方法

一般競争入札を行う場合は、和歌山県ホームページに掲載し、又は調達機関の掲示板に掲示することにより公告する。

10 問い合わせ先

和歌山県出納局総務事務集中課物品班

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 (073) 441-2293

別表 1 (第 1 項関係)

営 業 種 別 表

営業種目番号	営業種目名	品 目 (例 示)
1	文房具事務用品	文房具、和洋紙製品(画用紙、半紙、伝票帳票類、表紙、ファックス用紙、各紙袋等)、事務用機械器具類(一般の文房具店で取り扱っている電卓のような文房具、事務用品の全品目。ただし、什器を除く。)等
2	用 紙 類	和紙、上質紙、中質紙、中質紙(再生紙)、更紙、ノーカーボン紙、封筒等
3	複 写 用 感 光 紙	湿式、乾式、P P C用紙、P P C用紙(再生紙)等
4	情報処理用機器	汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、パーソナルコンピュータ、A V機器 ワードプロセッサ、光ファイリングシステム、光学マーク読取装置、光学文字 読取装置等
5	事 務 用 機 器	タイプライター、シュレッダー、宛名印刷機、マイクロリーダー、複写機、軽印 刷機、OHP、加算機等
6	印 章	木印、ゴム印、日付印等
7	情報処理用品	磁気テープ、ディスクパック、ストックフォーム、ストックフォーム(再生紙)、 フィルター、フロッピーディスク等
8	楽 器	和楽器、楽譜、レコード、C D、洋楽器等
9	学 校 教 材 具	教材、教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、教材用映画フ ィルム、保健室用品、保育用教材等
10	運 動 用 品	運動用品、運動器具、武道具、運動衣等
11	ミ シ ン	ミシン、編機等
12	時 計 ・ 貴 金 属	時計、貴金属、眼鏡等
13	バッジ・カップ・記念品類	バッジ、カップ・トロフィー・楯、金杯・銀杯、制服付属品、ワッペン、ステッ カー、ネームプレート、鑑札、各種記念品等
14	額 縁 ・ 画 材	各種額縁、画材等
15	写 真 機	カメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム(医療用を除く。)等
16	什 器	鋼製什器(書庫類、更衣箱、机、いす等)、木製什器(応接長テーブル、ソファ 安楽いす等)、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、コインロッ カー、机上ガラス等
17	厨 房 機 械 器 具	流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴 槽関係、冷凍・冷蔵関係等
18	荒 物 雑 貨	家庭金物類、清掃用具・用品、石けん・洗剤類、ワックス類、食器類、磁器・ガ ラス器、紙・繊維製雑貨類、トイレットペーパー等
19	漆 塗 物 ・ 漆 器 類	漆塗花瓶、漆塗盆、その他漆器類等
20	工 業 用 ゴ ム 製 品	サクシオンホース、ゴム・ビニールホース、パッキン類、ベルトゴム・ビニール シート、防振ゴム、ゴムマット等
21	織 維 製 品	制服、作業服、事務服、白衣、肌着、雨衣、雨具、靴下、軍手、タオル、てぬぐ い、布製シート等
22	寝 具	布団、毛布、敷布等
23	ベ ッ ト	一般用、医療用
24	帽 子	制帽、作業帽、略帽、運動帽、ヘルメット等
25	ゴ ム ・ 皮 革 製 品	革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、布靴、病院用シューズ、カバン、 手袋(革、ゴム、ビニール)等
26	室 内 装 飾 品	じゅうたん、カーテン、ブラインド、簡易間仕切り、どん帳・暗幕、畳等

27	天幕・旗・染め物	天幕、旗・のぼり・たれ幕、郵袋、腕章、選挙用品、染め物等
28	家庭用電気機器	映像、音響（テレビ、ビデオ、ステレオ等）、空調関係（エアコン、クーラー等（ガス含む。）、）、暖房関係（ファンヒーター、クリーンヒーター等（ガス含む。））家事・調理（冷蔵庫、洗濯機、レンジ等）、電球等照明・配線関係等
29	自動車	乗用車、貨物車、二輪車、軽自動車、バス、自動車架装、特殊車（フォークリフト等）、電気自動車等
30	自動車部品	部品、タイヤ・チューブ、バッテリー、電装品（修理含む。）、自動車用品、排気ガス浄化装置等
31	自動車修理	自動車修理、車検（工場認証、認定、指定を受けた者に限る。）、板金等
32	自転車・雑車	自転車、原付自転車、乳母車、運搬車、車椅子、部品及び修理等
33	船舶・航空機	船舶（総トン数20トン未満）、ボート、航空機、ヘリコプター、部品及び修理
34	石油製品	ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油等
35	ガス類その他	LPGガス（許可業者に限る。）、酸素、高圧ガス（医・理・工業用を含む。）、石炭、コークス、木炭等
36	理化学機械器具	分析機器（光）、分析機器（クロマト）、分析機器（ガス）、分析機器（その他）、光学機器（顕微鏡、投影機等）、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、基本・誘導量計測定機器等
37	工作用機械器具	旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス、切断機、圧延機、機械工具、レーザー加工機、溶接機、木工機械等
38	産業用機械器具	ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、バケット、船舶用エンジン、自動車整備用機械、産業用洗濯機、動力伝導装置、油圧・空圧機等
39	産業用電気機械	発電器、モーター、自動制御装置、受配電設備、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明器具等
40	通信用機械器具	電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ等搬送装置、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、方向探知器、ビーコン装置、情報伝達表示装置等
41	農業用機械器具	トラクター、コンバイン、畜産用機器、養鶏用機器、噴霧器、芝刈機、製茶機等
42	建設用機械器具	ブルドーザー・パワーショベル、ロードローラー、杭打機、削岩クレーン、ミキサー等
43	<small>じんあい</small> 給排水設備・塵埃処理機器	水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、 <small>じん</small> 汚水処理装置、集塵装置、焼却炉
44	アスファルトコンクリート	アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール等（プラント所有者に限る。）
45	生コンクリート	生コンクリート（プラント所有者に限る。）
46	セメント・骨材	セメント、砕石、再生砕石、砂利、石粉、転炉かす、高炉かす等
47	コンクリート製品	ヒューム管、パイル、道路用製品、下水道用製品、陶管、万年塀、ブロック等
48	木材	木材、合板、竹材、丸太、その他木製品等
49	鉄鋼・非鉄製品	鋼材、鋼管、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ・金網、鋳鉄管、ビニール管、電線等
50	建築金物	建築金物、大工道具、工具、塗料、ガラス（机上ガラスを除く。）等
51	仮設資材	組立ハウス、組立式物置、仮設トイレ、仮設用材料、組立式駐車場等
52	道路標識	道路標識、カーブミラー、電照式標識、バリケード、保安灯等 看板、掲示板・表示板、案内板、広告宣伝用品（委託業務に属する企画・デザイ

53	看板・広告宣伝・展示品	ンを除く。)、模型、展示品等
54	医療用機械器具	生体検査機器(心電計、脳波計、内視鏡、超音波診断装置、医療用光学機器等) 検体検査用機器(血液成分分析、呼気ガス分析等の血液・尿検査機器、遠心分離器等)、治療用機器(人工臓器、透析機器、超音波治療機器、レーザー・赤外線治療機器、リハビリテーション用機器、ペースメーカー等)、放射線関連機器(X線撮影・断層装置、アイソトープ治療機器、磁気共鳴診断装置等)、手術関連機器(麻酔、消毒含む。)、調剤器具、看護器具、歯科用機器等(許可又は届出業者に限る。)
55	医療用薬品	医家向薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素、笑気ガス、血清、培地、動物用医薬品等(許可業者に限る。)
56	衛生材料	脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科材料、紙オムツ等(医療用器具、局方品を扱う者のみ許可又は届出業者に限る。)
57	医療用フィルム	X線フィルム(現像用材料含む。)等(届出業者に限る。)
58	防疫剤	殺虫剤、殺そ剤、除草剤、農薬等(届出業者に限る。)
59	工業薬品	塩化第二鉄、苛性ソーダ、硫酸、試薬、工業用ガス、凝集剤、活性炭(再生を含む。)、流出油処理剤等(毒物・劇物に該当するものを扱う場合は許可を受けた者に限る。)
60	消防・防災用品	ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、化学消火薬剤、オイルフェンス、消火器(薬品のつめ替えを含む。消火器を扱う者のみ届出業者に限る。)その他消防・防災用品
61	警察用品	拳銃ケース、警棒、手錠、捕縄、鑑識用機械機材、防御板、その他警察用品
62	百貨店・総合商社	全品目(ただし、総合商社については定款に定める範囲)
63	造園資材	種苗、樹木、芝、草花、用土肥料、造園石材
64	食品関係	茶、インスタントコーヒー、紅茶、砂糖、その他食品
65	包装・梱包資材	包装材料、段ボール、梱包用品具等
66	その他物品関係	漁業用資器材、舞台道具及び上記のいずれにも属さない物品
67	軽印刷・ワット印刷	タイプオフ、タイプ謄写、タイプ印書
68	フォーム印刷	連続伝票用紙、OCR・OMR伝票用紙、帳票類、通知書類
69	特殊印刷	グラビア、シール・ラベル、スクリーン、ナンバリング、カーボンカード、カレンダー、手帳
70	複写業務	青写真、コピー、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力
71	航空写真・図面製作	航空写真、図面製作、写図、地図製作(原図作成から印刷までを含む。)、住居表示案内図
72	製本	製本、表装
73	クリーニング	いすカバー、カーテン、白衣、作業衣、白布、たすき等(確認済み証を受けた者に限る。)
74	清掃用品取り替え	化学ぞうきん、モップ、芳香剤、防災マット、受話口抗菌マット取替消毒等
75	図書	書籍、雑誌、地図等
76	動物・飼料	動物、魚類用飼料、鳥類用飼料、動物用飼料、飼育器材等
77	不用品買売	鉄・非鉄くず、紙・繊維くず、機械、船舶、自転車及び自動車、遺失物等(許可を受けた者に限る。)

別表 2 (第 4 項関係)

調達業務を所掌する県の機関	調達の区分及び管轄区域
出納局総務事務集中課物品班 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-2291	一般競争入札に係る調達並びに本庁各課室、教育庁各課室、各種委員会事務局及び和歌山市、海南市、海草郡に所在する県の出先機関等の調達
那賀振興局地域振興部総務県民課 〒649-6223 岩出市高塚209 TEL 0736-61-0005	岩出市及び紀の川市に所在する県の出先機関等の調達
伊都振興局地域振興部総務県民課 〒648-8541 橋本市市脇四丁目5番8号 TEL 0736-33-5004	橋本市及び伊都郡に所在する県の出先機関等の調達
有田振興局地域振興部総務県民課 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 TEL 0737-64-1255	有田市及び有田郡に所在する県の出先機関等の調達
日高振興局地域振興部総務県民課 〒644-0011 御坊市湯川財部651 TEL 0738-24-2904	御坊市及び日高郡に所在する県の出先機関等の調達
西牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL 0739-26-7906	田辺市及び西牟婁郡(すさみ町を除く。)に所在する県の出先機関等の調達
東牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8 TEL 0735-21-9605	新宮市及び東牟婁郡(串本町及び古座川町を除く。)に所在する県の出先機関等の調達
東牟婁振興局串本建設部総務管理課 〒649-3503 東牟婁郡串本町串本2491番地 TEL 0735-62-0755	西牟婁郡すさみ町並びに東牟婁郡串本町及び古座川町に所在する県の出先機関等の調達
警察本部会計課 〒640-8588 和歌山市小松原通一丁目1番地1 TEL 073-423-0110	警察本部の調達(一般競争入札に係る調達を含む。)

公 告

公 告

和歌山県 NPO サポートセンター設置及び管理条例（平成 17 年和歌山県条例第 64 号）第 8 条の規定により、和歌山県 NPO サポートセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成 21 年 3 月 31 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 特定非営利活動法人わかやま NPO センター
和歌山県和歌山市美園町五丁目 6 番 12 号
- 2 指定の期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日まで

公 告

県が設置する和歌山県 NPO サポートセンターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成 21 年 3 月 31 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称 和歌山県 NPO サポートセンター（以下「NPO サポートセンター」という。）
 - (2) 場所 和歌山市手平 2 丁目 1 番 2 号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9 階
※平成 21 年 10 月 1 日にビッグ愛 6 階から 9 階へ移転予定
 - (3) 規模 面積 214.43㎡
 - (4) 施設 事務室、交流スペース及びサークル活動室
- 2 指定管理者が行う業務内容
 - (1) NPO サポートセンターの運営に関する業務
 - (2) NPO サポートセンターの維持管理に関する業務
 - (3) その他仕様書に記載する業務
- 3 指定の期間
平成 21 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
- 4 申請資格
指定管理者の申請資格は、次の条件をすべて満たす団体とする。
 - (1) 指定期間中、安全円滑にセンターを運営管理し、かつ、和歌山県 NPO サポートセンター設置及び管理条例（平成 17 年和歌山県条例第 64 号）第 1 条に規定する NPO サポートセンターの設置目的をより効果的・効率的に達成することができる法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
 - (2) NPO サポートセンターにおける指定管理者の募集に係る説明会に参加していること。
なお、次項に定めるコンソーシアムにあっては、代表となる団体の代表者が説明会に参加していること。

5 コンソーシアムによる申請

複数の団体による共同体（以下「コンソーシアム」という。）が申請する場合は、次の事項に留意すること。

- (1) コンソーシアムが申請する場合は、その名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (2) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

6 欠格条項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない団体
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次の各号に該当するものがある団体

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続きをしている団体

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

7 和歌山県 NPO サポートセンター指定管理者募集要項

（以下「募集要項」という。）及び和歌山県 NPO サポートセンター指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）並びに説明会に関する事項

(1) 募集要項及び仕様書の配付

ア 配付期間

平成 21 年 3 月 31 日（火）から平成 21 年 4 月 6 日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前 9 時から午後 5 時 45 分まで

イ 配付場所

和歌山県環境生活部県民局県民生活課 NPO 協働推進室

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

(2) 説明会に関する事項

ア 日時 平成 21 年 4 月 7 日（火）午後 1 時 30 分から

イ 場所 NPO サポートセンター会議室

ウ 説明会の内容

(ア) 募集要項及び仕様書による説明
 (イ) 施設の見学
 エ 注意事項
 募集要項及び仕様書を持参すること。

(3) 説明会への参加の手続
 説明会への参加希望者は説明会参加申込書を作成し、次により提出すること。

ア 参加申込書配付期間 (1)のアに同じ。
 イ 参加申込書配付場所 (1)のイに同じ。
 ウ 参加申込書提出期間
 平成21年3月31日(火)から平成21年4月6日(月)までの休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで

エ 参加申込書提出場所
 和歌山県環境生活部県民局県民生活課NPO協働推進室
 和歌山市小松原通一丁目1番地
 〒640-8585
 電話番号 073-441-2369
 ファクシミリ番号 073-433-1771

オ 提出方法
 持参、郵送又はファクシミリで提出すること。

8 問い合わせ先
 和歌山県環境生活部県民局県民生活課NPO協働推進室
 〒640-8585
 住所 和歌山市小松原通一丁目1番地
 電話番号 073-441-2369
 ファクシミリ番号 073-433-1771
 e-mail 0313002@pref.wakayama.lg.jp

クリーン興商株式会社
 和歌山県有田郡有田川町小島433番地の5
 (構成員)
 南海ビルサービス株式会社
 大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号

(3) 和歌山県立潮岬青少年の家
 株式会社グルメ杵屋
 大阪府大阪市住之江区北加賀屋三丁目4番7号

2 指定の期間 平成21年4月1日から平成21年9月30日まで

公 告

和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第66号)第8条の規定により、和歌山県青少年活動センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年3月31日
 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者 社団法人和歌山県青少年育成協会
 和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号

2 指定の期間 平成21年4月1日から平成21年9月30日まで

公 告

和歌山県流域下水道条例(平成12年和歌山県条例第80号)第7条の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年3月31日
 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者 財団法人和歌山県下水道公社
 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1

2 指定の期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

公 告

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例(平成12年和歌山県条例第7号)第8条の規定により、和歌山県立青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年3月31日
 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者
- (1) 和歌山県立紀北青少年の家
 和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアム
 (代表となる団体)
 紀北青少年の家運営協議会
 和歌山県伊都郡かつらぎ町西飯降62番地の3
 (構成員)
 大揚興業株式会社
 和歌山県和歌山市新通二丁目10番1号
- (2) 和歌山県立白崎青少年の家
 クリーン興商・南海ビルサービス企業体
 (代表となる団体)

公 告

和歌山県流域下水道条例(平成12年和歌山県条例第80号)第7条の規定により、紀の川中流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年3月31日
 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者 財団法人和歌山県下水道公社
 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1

2 指定の期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

諸 報

公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成21年3月31日

和歌山県住宅供給公社理事長 仁 坂 吉 伸

- 1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者

和歌山県住宅供給公社

- 2 1で定める者が管理を行う県営住宅等

和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表に掲げる県営住宅等のうち和歌山市、海南市、岩出市及び紀美野町の区域に存する団地並びに長山団地

- 3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

(1) 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。

(2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務、その他(1)に付随する業務を行うこと。

- 4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで